

公共施設予約システム構築業務委託
提案書選定基準書

令和 8 年7月

1. 選定方法

企画提案書等の審査評価は、提出書類の内容、プレゼンテーション及び質疑応答により審査し、第一優先交渉権者及び次点者を選定する。第一優先交渉権者と契約協議が整った場合は、随意契約により委託契約を締結する。なお、第一優先交渉権者が契約を辞退した場合、もしくは参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点者を第二優先交渉権者に選定し、協議の上、随意契約により委託契約を締結する。

2. 選定委員会

本業務の選定は「朝倉市公共予約システム公共施設予約システム構築業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」にて行う。

なお、選定委員会会議は非公開とし、第一優先交渉権者及び第二優先交渉権者のみ朝倉市公式ホームページにて公表する。

3. 選定基準

審査基準は、以下の(1)から(6)を踏まえたうえで、企画提案書類の内容評価とプレゼンテーションの内容・対応能力評価により総合的に審査を行う。

- (1) 本業務の評価は価格点と技術点により評価する。
- (2) 割合は「価格点:技術点=100:300」とする。
- (3) 満点は400点とする。
- (4) 技術点の評価方法は項目ごとに配点を設定し、評価者により5段階で評価を行い、段階に応じた割合を配点に乗じて算出する。なお、各評価項目の評価方法は提案書選定基準書別紙I「評価基準表」を参照すること。
- (5) 価格点の評価方法は以下の計算式により算出する。
計算式: 配点 × (提案価格のうち最低価格 / 自社の提案価格)
※小数点以下四捨五入
- (6) 各選定委員の合計得点が、満点の6割に達しない場合は委託業者として選定しない。
- (7) 評価の結果、最高点の提案者が2者以上ある場合は、価格点が高い者を第一優先交渉権者とする。

4. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 参加申込書又は企画提案書について、提出期限を過ぎて提出された場合

- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 契約限度額を超えた見積を提出した場合
- (4) 「公共施設予約システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領 3 参加資格」を満たさない場合
- (5) 要件定義書に定める必須項目について満たさない項目がある場合
- (6) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (7) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の経営事情等の変化により、業務の履行が困難であると判断したとき